

国民スポーツ大会ふるさと選手制度

1. 成年種別に出場する選手は、開催基準要項催促第3項[本則第7項第2号及び第9項第7号(参加し及び年齢基準等)]に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
2. 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
3. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
4. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項―(1)―①―ウ(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
5. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
6. 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。
7. 本制度は、平成17年第60回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会から適用する。

国民スポーツ大会「ふるさと選手」制度の手続き等について

1. 対象
 - A) 千葉県の国スポ選考会に「ふるさと制度」を活用して出場。
千葉県内に所在地がある「小学校又は中学校又は高等学校」を卒業。
 - B) ふるさと申請登録済みである
2. 様式(千葉県スポーツ協会HP参照)
(公財)千葉県スポーツ協会様式 **1-A 使用** ・初めて登録する選手【登録届け】
(公財)千葉県スポーツ協会様式 **1-B 使用** ・既に登録済みで2～3回目の利用をする選手【使用申請届け】
3. 注意 ・様式に記載されている留意事項をお読みください。
4. 届出先 〒276-0043
八千代市萱田 2232-48 B1F 千葉県スキー連盟事務局
*ふるさと制度活用書類在中と明記する
5. 提出期限 国スポ千葉県選考会申込書と同時に届出、又は申請手続きを完了すること。